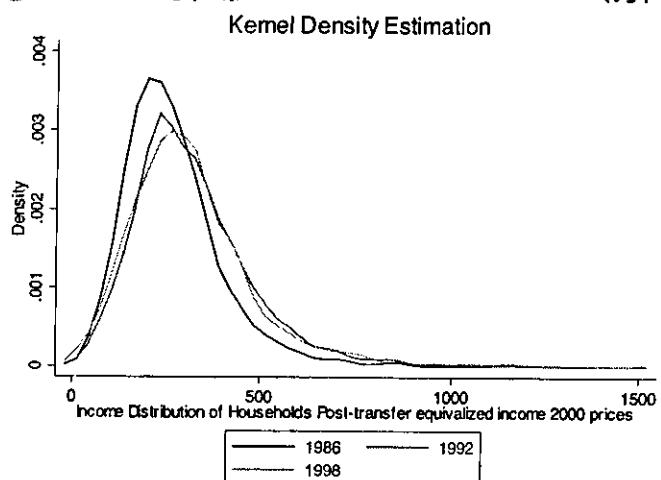


図4 等価再分配所得のカーネル密度推定

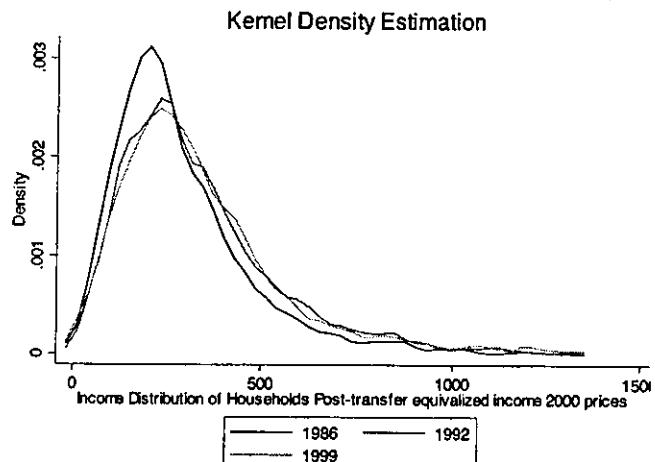
①子どものいる世帯

(万円、2000年価格)



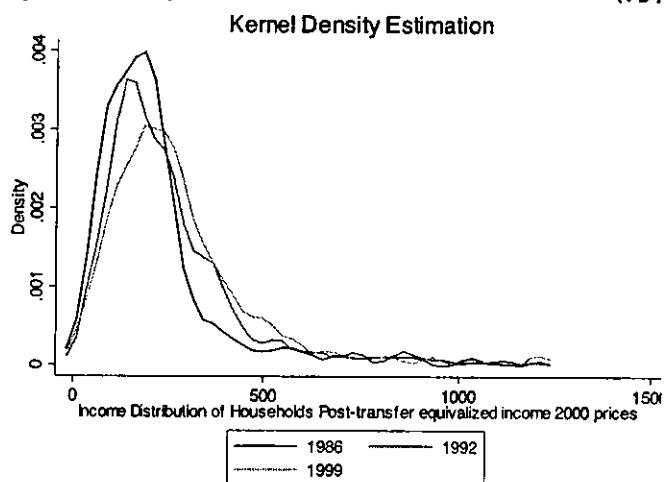
②高齢者のいる世帯

(万円、2000年価格)

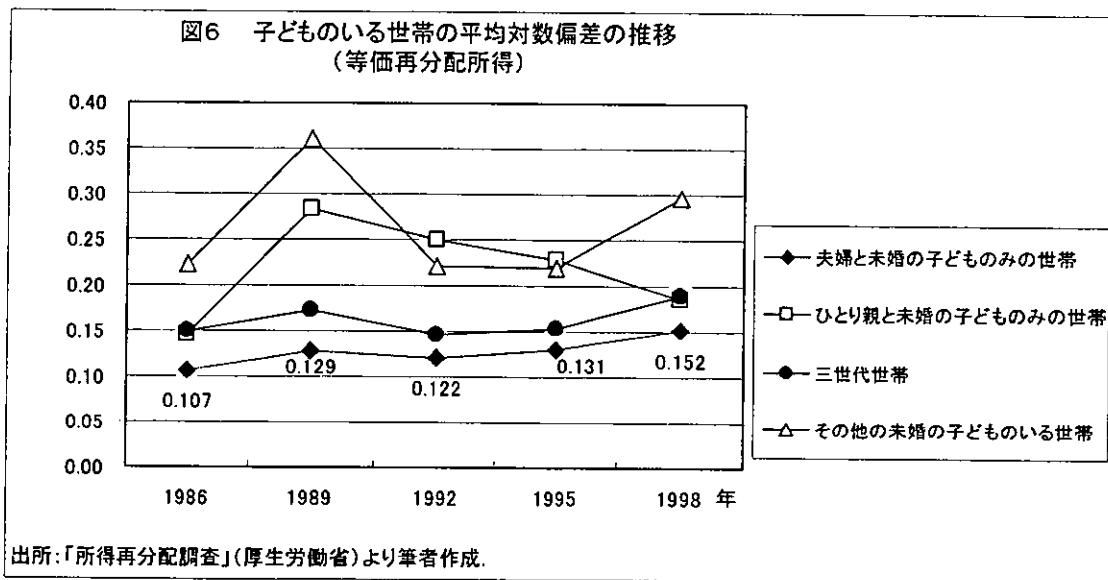
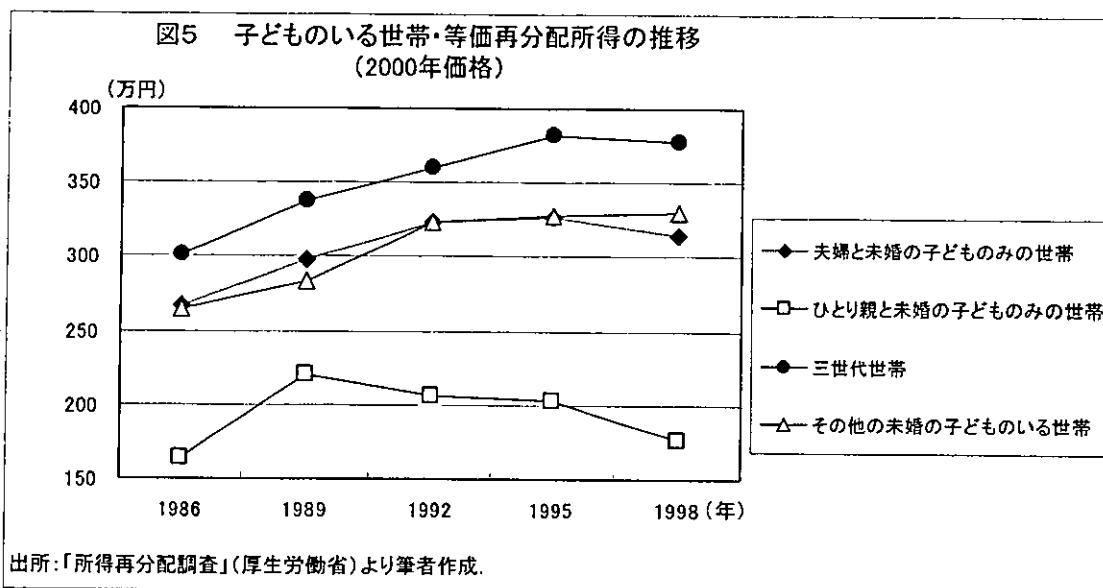


③高齢者世帯

(万円、2000年価格)



出所：「所得再分配調査」(厚生労働省)より筆者作成。



大石論文に対するコメント

神戸大学 小塩 隆士

1. 意 義

少子高齢化は、当然ながら少子化と高齢化という 2 つの侧面を伴うものであり、高齢世帯だけでなく、子どものいる世帯の経済状況にも目を向ける必要がある。また、社会保障給付のあり方についても、年金や医療といった高齢世帯向けの給付だけでなく、育児手当など子どものいる世帯向けの給付のあり方についても議論を深めなければならない。しかし、従来の実証研究では高齢世帯の厚生（well-being）が中心的なテーマになっており、比較的若い世代の厚生についてはあまり配慮されてこなかった。

こうした中で、本論文は子どものいる世帯の厚生を「所得再分配調査」の個票に基づいて様々な角度から計量的に分析しており、そのファクト・ファインディングは重要である。なかでも、次の 3 点が注目される。

第 1 は、高齢世帯の経済状況が大きく改善してきたのに対して、子育て世代の所得水準は 1990 年代に入って低迷していることである。当初所得ベースで見ると、バブル崩壊後の長期不況の中で実質所得はどのような世帯でも総じて伸び悩んでいる。しかし、再分配ベースで見ると、高齢世帯が順調に所得を伸ばしてきたのに対して、子育て世代のそれは頭打ちとなっている。図 3 からも分かるように、その背後には、公的年金給付が大幅に増加する一方で、子育て支援はほとんど変化していないという非対称的な状況がある。

第 2 は、子どものいる世帯の間で所得格差が拡大傾向にある点である。所得格差をめぐる従来の議論を見ると、ジニ係数などで示される経済全体の格差拡大が、人口高齢化にかなり起因するという点を重視するものが少なくない。しかし、こうした傾向に隠れる形で、若年層で格差が拡大しつつあることにも注意を払う必要があり、その点を指摘したことでも本論文の注目点である。文中でも指摘されているが、子どものころに親の経済力に大きな格差が存在すると、教育投資を通じてその格差が持続・拡大する恐れもある。

第 3 は、子どもを持つこと自体が、所得水準を同じ若い世代の中で相対的に低めるとともに、格差拡大につながっているという点である。この結果については、（等価所得ベースでの比較にはなっているものの）子ども数を含めた世帯人員の違いによる影響が完全に消去されていない可能性もあるが、子どもを持つことで若い世帯の厚生が低下する危険性が示唆されている点は無視できない。少子化については様々な要因が複雑に絡み合っているものと考えられるが、経済的要因が子育ての魅力を弱めているとすればやはり問題である。

2. 結果の解釈における留意点

こうした結果を導くに当って、本論文では所得ゼロ世帯の扱いや世帯人員の調整など適切なデータ処理を行っており、また、得られた事実を幾つかの異なる角度からも確認しているので、得られた結果の信頼性も高い。ただし、結果の解釈に当っては次のような点にも注意する必要がある。

第 1 に、本論文では、高齢世帯と子どものいる世帯との間で厚生に違いが出てきた主因として、上述のように、社会保障給付が高齢世帯に一方的に手厚くなる形で行われてきた点を指摘している。それ自体はもちろん正しいが、社会保険料や税など負担面の要因も無視できないだろう。現行の社会保障制度は、大雑把に言えば、現役世代が拠出した財源で高齢世代に対する給付を行うという仕組みになっている。したがって、子どものいる世帯の厚生が相対的に低下している原因として、負担にも目を配る必要があるだろう。例えば、世帯員当たり社会保障給付額を世帯形態ごとに比較した図 3 のような図を、負担ベース、あるいは給付と負担を合わせたネット・ベースで描いて分析することも考えられる。

第 2 に、第 1 の点とも関連するが、子育て期と高齢期の厚生を単純に比較できるかという問題がある。筆者も指摘しているように、厚生や所得格差の評価は、本来は生涯所得ベースで行うべきであるという議論もありうる。例えば、子育て期において経済的な負担が重くても、高齢時に豊かな生活を送ることができれば、全体として問題はないとの見方もできないわけではない。しかし、「所得再分配調査」から得られるのは各時点のクロスセクション・データであり、生涯所得ベースの分析を直接行うことははじめから無理である。

しかし、流動性制約の存在や将来所得に関する不確実性を考慮すれば、また、経済成長や社会保障財源の担い手としての公共財的な性格を持つ子どもを生み・育てるこの重要性を考えると、子育て期の厚生に注目する根拠は十分にあると思われる。その点を明示的に意識した理論モデルを設定して、子育て期の厚生を評価することも今後の研究課題となるだろう。

第 3 に、子どものいる世帯のうち、異なる世帯形態間の厚生の違いをどのように評価するかという問題もある。本論文では、子どものいる世帯について「夫婦と未婚の子どものみの世帯」「ひとり親と未婚の子どものみの世帯」「三世代世帯」「その他の未婚の子どものいる世帯」という区別をしている。しかし、世帯形態の選択に、世帯員による比較考量によって行われた部分が少なくとも存在するとすれば、世帯形態間にみられる厚生の違いを比較することには微妙な面も出てくる。例えば、三世代世帯のほうが所得面では有利なのに、あえてそれを選択しなかったのは、所得面のデメリットを上回るメリットがほかに存在したからだという理由があるのかもしれない（もちろん、「ひとり親と未婚の子どものみの世帯」については事情が異なるはずだが）。最近では、出産・育児と親との同居、あるいは妻の就業の同時決定をめぐる実証研究もさかんに行われているので、その研究成果を踏まえた分析も望まれる。

3. 政策的含意について

本論文は、子どものいる世帯の厚生や所得格差に関する統計的事実の分析に力点が置かれている。しかし、それと同時に、分析結果からは上述のように重要な政策的含意も読み取れるので、さらに議論を進めるために、例えば次のようなマイクロ・シミュレーションを試みることも考えられる。

すなわち、社会保障費負担はとりあえず現行のままにしておいて、年金給付の一部を子育て支援に回せば、子どものいる世帯の経済厚生がどの程度改善するかを試算することである。日本の社会保障給付の構造を見ると、児童・家族関連向けの比率がかなり低くなっている。その比率を例えば欧州諸国並みの水準に引き上げ、その一方で年金給付を削減したとき、子どものいる世帯及び高齢世帯の厚生や所得格差にどのようなインパクトが生じるか定量的にチェックするわけである。

その場合、子育て支援のあり方についても、①子どもの数に比例する形で給付する、②所得水準に注目して低所得層ほど手厚く支援する、あるいは③厚生水準が相対的に低い「ひとり親と未婚の子どものみの世帯」を重点的に支援するといったバリエーションを考えて、結果にどのような違いが出てくるかを見ることも興味深いところである。

こうした子育て支援を意識した社会保障給付の見直しは、次のような点でも望ましい。第1に、社会保障に伴う所得再分配のウェイトが、世代間から世代内にシフトするからである。これは、少子高齢化の下では社会保障制度の持続可能性を向上させ、世代間における公平性の向上にも寄与するだろう。第2に、どのような原因によるものであるにせよ、子どもを生み・育てることが若年世代にとって経済的に不利となっている状況が存在する以上、それを政策的に改善することは（出生率の回復に直接結びつかないとしても）だれもが歓迎するはずだからである。このように、本論文は、社会保障改革のあり方についても多くを示唆する内容となっている。

厚生労働科学研究費補助金（政策科学推進研究事業）

分担研究報告書

日本の社会保障制度における社会的包摂（ソーシャル・インクルージョン）効果の研究

「日本の貧困測定指標に関する研究」

分担研究者 西村幸満 国立社会保障・人口問題研究所

研究要旨

本研究は、日本における貧困測定指標について、社会保障制度に基づいたプロトタイプ作成を目指すものである。今年度は、その基礎的な手続きとして、これまでの用いられてきた日本の貧困指標の整理を行った。主要な検討課題は、生物学的な生存水準モデル、所得水準モデル、不平等モデル、相対的剥奪モデルなど、貧困指標は学際的な領域に跨っている。しかし、実態は、経済学と社会学で貧困はほとんど個別に研究が進んでいると同時に、日本的と呼ばれる貧困水準は存在していないことが明らかになった。今年度は、以上の限界を踏まえて、日本の貧困研究を整理した。

A. 研究目的

貧困に関する議論は、立場によってその対象者に違いがある。本研究は、社会保障制度の枠組みの中で、貧困を捉え、公的扶助を行うための基礎的な作業である。

B. 研究方法

経済学者 Amartya Sen と社会学者 Peter Townsend の相対的剥奪モデルに関する論争を手がかりに、貧困概念の整理をおこなった。その概念整理を踏まえて、日本の貧困研究のレビューを行う。

（倫理面への配慮）

C. 研究成果

日本の貧困研究の主流は、貧困概念を十

分に検討せずに曖昧なまま使用してきた。また、明確な定義をもつものは、社会学者 Peter Townsend の議論を踏襲したものの、実際の調査分析には応用できないままである。そこで、Sen と Townsend の論争を手がかりに、改めて貧困概念を整理し、そのうえで日本の貧困研究のタイプロジーを作成した。

D. 考察

各モデルが示唆するのは、抽象度の高い議論と貧困の意味が社会的に構築されていることである。日本において貧困測定指標を作成するためには、広く日本の状況を認知しておく必要がある。

E. 結論と政策的含意

貧困研究は、その概念が未整理のために、先行研究間において把握すべき対象にずれが生じている。社会保障制度では、貧困は所得水準モデルが用いられているが、社会学者らの批判には十分に対応できていないのも事実である。この結果を踏まえて、指標のプロトタイプ作成が急務である。

F. 研究発表

1. 論文発表

なし

2. 学会発表

なし

G. 知的所有権の取得状況

なし

論文

日本の社会的排除調査の実施に向けて —調査対象・調査項目、その予備的作業—

国立社会保障・人口問題研究所
社会保障応用分析研究部 第2室長
西村 幸満

日本の社会的排除調査の実施に向けて —調査対象・調査項目、その予備的作業—

西村幸満
国立社会保障・人口問題研究所

1. はじめに

本稿は、日本における社会的排除調査の将来的な実施に向けて、必要不可欠な条件整備についての検討をおこなう。社会調査の手続きは、調査票を作成するまで半分以上の作業が完了する、といわれる。社会的排除というテーマを取り扱う調査を実施するためには、日本においては数例の事例しかないこと、社会的排除が包括する概念に合意が得られないこと、またその概念が旧来の「排除」をどのように再構築するについてまだ手付かずであることなど、なすべき検討課題が多いのである。

そこで本稿は、具体的には、主にイギリスを中心とした EU 圏の研究をもとに、(1)社会的排除が抱える問題領域を整理し、(2)隣接する貧困研究との関係を示す。そして日本の先行研究との関係から、(3)社会的排除調査実施の可能性を探るために、調査表作成時に中心的な懸案となる測定指標の構築を目指すうえで必要な測定上の問題を抽出する。(4)そして、調査の実現に向けた暫定的な結論を提示する。

社会調査の実施という立場に立つ本稿は、取り扱う貧困、剥奪、社会的排除について「なにが望ましいか」という理念的な議論ができるだけ排除している。概念の測定尺度への移行という議論を中心に、主に技術的な側面を検討するようにした。また、ここで指摘するポイントは、すでに議論されているものも多い。そのため、内容には重複する部分もあることを初めにお断りしておきたい。

具体的な議論に入る前に、本稿がこれから指摘するポイントについて整理しておこう。

1. 本稿で議論される貧困、剥奪、社会的排除について整理すると、調査の実施を前提とした場合には個々の概念の独自性は不明瞭となることを指摘したうえで、調査設計上、大きな問題として、
2. 社会的排除と相対的貧困の共有する問題意識は、文化的な問題に帰属するのではないか、というポイントをあげる。
3. 社会的排除という新しい弱者の測定概念は、日本の現状からすると、概念が包括する社会問題がより広範であることにより、一つのサンプリング調査では、むしろ現在の貧困研究とは一線を画すこと以外に十分な成果を得られない。このため、包括的な調査を実施する場合には、国内の問題と国際比較の問題について測定指標が異なることを排除しない。
4. 仮にこれらの測定概念が明確に決定できたとしても、相対的剥奪指標においても十

分に成果を挙げることができなかつた経験から、調査一とくに測定指標となる質問項目（2と関連が深い）への移行は困難を極めることが予想される。

5. 1～4の問題をクリアしたとして、実際の調査は、相対的剥奪のパネル化か、社会的排除調査の実施という未決の部分を前提とした上で、次のような構成が第一に考えられる。それは、①国際比較用の所得貧困（income poverty）調査¹、②国内を対象とした社会的排除・剥奪のための社会関係調査²、③調査対象者（①と②）を継続して追跡する動態調査、④調査結果を踏まえた支援プロジェクトの評価調査、である。

6. 先行研究によれば、サンプリング調査などから得られる貧困層の規模は、9%～21.8%程度になる。通常のサンプリング調査（個別面接法）がおよそ4000人規模で1.5千万円以上あることを考えると、この10倍から5倍程度の規模で1回の調査をする必要がある。さらに、③のパネル調査の実施に際して、すべての調査対象者を調査後も追跡し、次回調査の協力を得るために、事務組織の運営が不可欠となっているが、このための経費も積み上げられるのである。現状では、社会的排除調査を大規模サンプルで実施するためには、技術的な問題に加えて、クリアすべき困難な問題があることを指摘しておきたい。

7. 他方で、社会的排除調査の実施は、潜在化しているさまざまな社会的排除を探ることが目的であるため、貧困の測定に限定しない調査の実施が可能である。社会的排除指標の構築が十分に説得力をもつ域まで達した場合には、貧困研究だけではなく、社会秩序から独立しようとする行為主体あるいは集団の戦略的な選択にまで包括する新しい社会運動・動態理論研究への可能性が開かれる。

8. 現実的な調査は、サンプル規模の確保と情報の保全、継続性の維持、そしてコストの面から考慮して、日本を母集団としない地域限定的な調査が望ましい。継続調査が望ましいことはいうまでもないが、回顧的な情報による代用なども考慮すべきであろう（岩田2005）。

2. 社会的排除の視座

2.1 社会的排除

社会的排除（Social Exclusion）とはどのような概念であろうか。ここでは主要な先行研究から整理をおこなう。

表1 貧困と社会的排除

	静態的なアウトプット	動態的なプロセス
所得	貧困	困窮化
多面的	剥奪	社会的排除

出典：樋口2004（原典Berghman 1995; pp21）

表1は、Berghman（1995, pp.21）が整理したものである。この表に基づいて、社会的排除

とは、社会的包摶（Social Inclusion）という排除された人々を再び社会に取り込むプロセスまでも包括した概念であり、それは、社会統合あるいは社会秩序の回復を想定したものであるとする（樋口 2004、pp2-5）。貧困測定が、所得再分配などによる「結果の平等」を意図する政策的アクションの基礎資料であるのに対して、社会的排除は、所得以外の（所得から独立したことを仮定した）social network あるいは関係性（relational issue）の回復を包括したアクション・プログラムといえる。

社会的排除を積極的に導入する場合には、これまでの研究は、表1の行頭セルに注目してきた。すなわち、「静態的なアウトプット」から「動態的なアウトプット」へと測定内容・期間を拡大するという点である。対象者を1時点ではなく、継続して繰り返し測定することで、貧困・剥奪層のなかでもより深刻な層ーたとえば、岩田（2003）は、貧困層を「持続貧困」「慢性貧困」「一時的貧困」と類型化し議論を深めているーへ視野を広げること（dynamics）が可能になることが強調されたのである。これはパネル調査を念頭に置いている。

また、表1は、関連領域である貧困³と剥奪⁴との位置づけも明確になっている⁵。さらに、相対的貧困＝剥奪の登場以降（Townsend 1979）、先進諸国の貧困研究のメインから外れていた困窮（pauperism）との関係も明確になっている（Rowntree 1901, Booth 1892）。

しかし、こうした利点も調査実施という限定された目的のためには、通用しないことが多い。まず、興味深いのは、ここで議論されている social network あるいは関係性（relational issue）には、調査上ある仮定がおかかれていることである。それは、だれであれ「等しく」社会的な関係をもつことである。限定的な人間像を元に関係の多寡を想定しており、文化的・個人的問題を内包する。そのうえで国際比較調査を念頭に置いた設計となっている。

同時に、社会的排除は、排除されている人の量的な測定の問題としてだけではなく、認定後の社会参加への移行という強制力（社会的包摶）をもつため、同様に文化的・個人的問題と再び抵触してしまう。さらに、表1の各セルには、それぞれのカテゴリー認定により量的な調査による結果をあてはめ、そのうえで各セルへの移行を目指すことが想定されている。たとえば、所得の多寡と剥奪の多寡は、時間軸上には同じ次元にあり、「少ないことが望ましくない」という仮定がおかかれていることがわかる。ここから、「多面的」という場合は、所得と独立した social network あるいは関係性（relational issue）の測定を基準に考えられていることがわかる。しかし、所得と独立に考慮される social network あるいは関係性（relational issue）を調査項目につくりあげることは困難が伴う⁶。

余談であるが、社会的排除は、困窮の再登場を促すと同時に、先進諸国においてさえ所得低下がもたらす困窮状態を明確に国民に意識づけることにより、離散した国民意識の再統合を促すことを意図している。このことが社会統合という目的以上に高まるについて、その危険性を留意する必要はあるだろう。

2.2 社会的排除

とはいっても、表1に示したような概念として社会的排除に共通の認識があるわけではない。たとえば、Barnes (2002: pp.17-22)によれば、社会的排除とは、所得、労働市場における地位、金銭以外の社会的指標という3つ要素の組み合わせとして理解される。ここで社会的排除は、表1にある所得貧困－多面的剥奪をその測定上の概念に内包したものであるとの認識がある。これは、われわれの調査にとって非常に示唆に富んでいる。なぜなら、Barnesの言及は1994年に開始されたEC世帯パネル (The European Community Household Panel) 調査の結果に基づいたものであり、実査によって、理念上の概念図が修正されたものと考えられる。事実上、測定を前提とした場合の社会的排除とは、所得の貧困と所得以外の「操作上の」関係性要因の欠損を動態的に把握することを意味する。

このように考えると、2つの議論が浮き上がる。すなわち、「貧困とは何であり、どう測定するか」という問題と「関係性 (relational issue) をどのように考えて、どう測定するか」という問題である。

2.3 貧困研究

貧困には、論争的な部分と技術的に解決された部分がある。技術的な問題は、一般に「絶対的貧困」に関する測定上の手続きに関係している。相対的貧困－すなわち、Townsend (1979) の相対的剥奪 (relative deprivation) －の議論を除けば、絶対的貧困に関する測定は、人間把握に関する限定的な仮定をおくことで⁷、Sen (1976) 以降の開発経済学の領域－FGT指標 (Foster, Greer & Thorbecke) と確率的優位性 (stochastic dominance) の判断を用いることで収束している (山崎 1998)。これは表1の(1, 1)セルに示されている通りの類型に則って独立して集計できる⁸。

2.4 social network・関係性について

議論の収束がみられない相対的剥奪 (表1の(2, 1)セル) は、1時点の社会的排除指標とも考えられる。たとえば、Townsendは「食事」(6項目)「被服」(4)「光熱」(4)「家具」(9)「住宅条件の快適さ」(4)「職場関係 (激烈さ、安全性、快適さ、福祉給付)」(12)「健康」(5)「教育」(1)「環境条件」(5)「家庭環境」(4)「休養」(2)「社会的環境」(4)という60項目について「補足給付基準」⁹と「多様化貧困」¹⁰に対する割合とした可処分所得との相関係数を求めた。その簡約項目12項目を示したのが表2であり、5つのスケールで測定するというものである。

非常に単純な質問項目でありながら、1. 親あるいは子どもの友人を家に招きいれるという慣習、2. 肉食に関する食習慣、3. 家電の所有など、が日本の現実をどのように切り取ろうとしているのか、調査意図が改めて問われることになるはずである。

日本では、平岡 (2000) が高齢者の調査に基づき、「社会参加とアクセス」(3)「パーソナル・ネットワーク」(3)「社会的支援網」(5)「住環境」(5)「住宅内の設備」(4)の計20項目から相対的剥奪指標を作成している。そして、所得に加えて、婚姻、学歴、初職、50

歳時職、50歳時所属階層との相関を測定し、さらに剥奪状態にあるかないか（1,0）を従属変数とし、年齢、教育年数、50歳時所属階層、婚姻を独立変数とするロジスティック回帰をおこなった。この分析が相対的剥奪アプローチの初の試みであった。

表2 Townsendの相対的剥奪指標

- 1 過去12ヶ月の間に1週間の休暇を家の外で過ごしていない
(大人のみ) 過去4週間の間に親類または友人を家での食事もしくは軽食に招いたことがない
- 2 (大人のみ) 過去4週間の間に親類または友人の家を訪ね、食事もしくは軽食をとったことがない
- 3 (15歳未満の子供のみ) 過去4週間の間に友人を家に呼んで遊んだりお茶を飲んだりしたことがない
- 4 (15歳未満の子供のみ) この前の誕生日にパーティを開かなかった
- 5 過去2週間の間に娯楽のために午後または晩に外出したことがない
- 6 1週間に4日以上新鮮な肉（外食をふくむ、ソーセージ・ベーコン・ハムなどを除く）を食べることがない
- 7 過去2週間の間に料理された食事を食べない日が1日以上あった
- 8 「1週間のうちほとんどの日に、料理された朝食（ベーコンエッグなどを含む）をとっている」ということはない
- 9 家には冷蔵庫がない
「通常（4回のうち3回以上）日曜日に、大きな肉片を食べる」ということがない
- 10 家の中に次の4種の室内設備のいずれかがない（共用設備を除く）……水洗トイレ／流しましたは洗面台、および水のでる蛇口／固定された風呂またはシャワー／電気またはガスレンジ

平岡も認めているように、調査項目自体が相対的剥奪指標を作成するために考えられていないこと—当然、十分な調査項目がないこと—が、この分析結果を相対的剥奪として十分検討することを可能にしていない。そもそも、調査項目が日本の状況に合わせて「規範的に期待されている生活様式（style of living）を共有」（平岡 2001、pp154）することを測定する資源を指しているのかどうかを判別する手続きもおこなっていないのである。分析の価値は認められるものの、手続きを怠っている点では、批判を避けられない。貧困研究にとって致命的なのは、その先行研究のほとんどが引用する相対的剥奪の研究が、四半世紀を経てもまったく進んでいないということであり、われわれは、そうした状況にあって社会的排除研究へと接続することが可能だと判断する材料が皆無であることを思い知るのである¹¹。

3. 社会的排除、相対的剥奪、貧困

「社会的排除と相対的剥奪研究」には、語られないポイントがある。このポイントは文献を集めればすぐにわかることがあるし、言及していないだけで多くの研究者は気づいて

いる。社会的排除と相対的剥奪は、概念上は、たしかに静態的か動態的かで分類することができる。しかし、こうしたムーブメントが生じた背景がまったく無視されている。標本調査の実施を考慮した場合に、このポイントは非常に重要であると思われる。

図1 社会的排除の背景

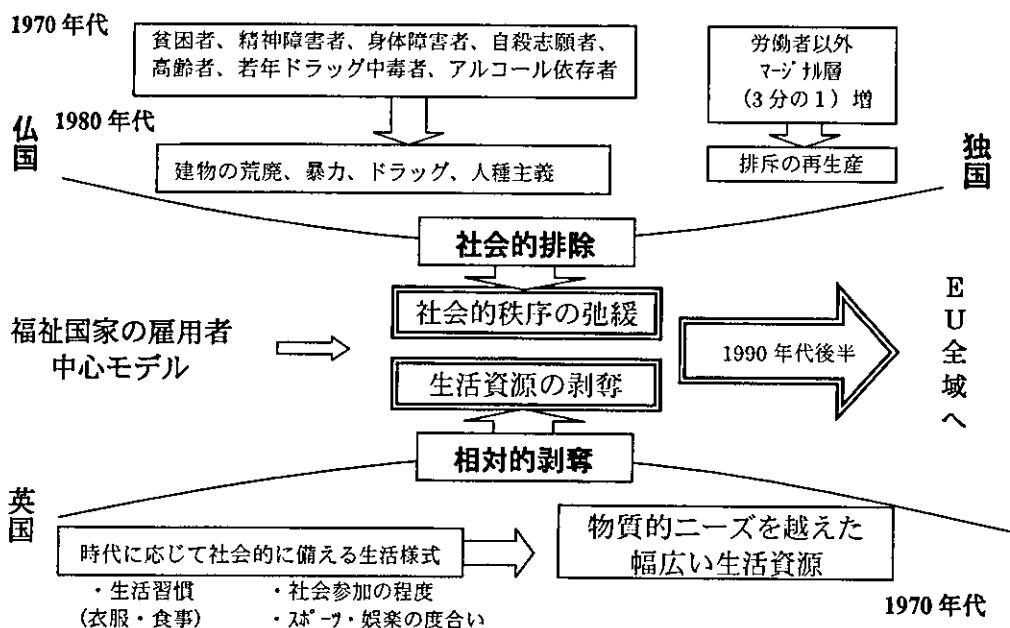


図1は、社会的排除が生じてきた背景を各国の社会問題という条件を考慮してみたものである。図にもあるように、社会的排除は、フランスとドイツという隣接した地続きの国でそれぞれに起きてきた社会的秩序の長期的な弛緩から生じている。同時期のイギリスでは、社会的排除という動態的な社会問題ではなく、静態的な社会問題=相対的剥奪として生じたものが、日本に紹介された。1990年代にいたるまで失業率が低く安定的な雇用環境があり、高齢者、若年者にほとんど社会問題が生じていなかった日本においては、貧困は動態的な問題とは考えられなかつたのである。

社会的排除と相対的剥奪研究は、それぞれヨーロッパで同時期に生じたムーブメントであった。ところが、社会的排除が日本研究において取り上げられるようになるまでに、相対的貧困に遅れることおよそ20年のタイムラグをもっている。なぜ、日本とイギリスにおいて動態的な問題意識がそれほど必要でなかったのだろうか。ここから、「社会的排除と相対的貧困の共有する問題意識は、地域を含んだ文化的な問題に帰属するのではないか」という疑問が生じる。日本とイギリスの社会的排除への移行は、長期化した社会秩序の弛緩への対策という面をもつのは確かである（平岡2001, 玄田2003, 白波瀬2005）。しかし、2.1でも示したとおり、social networkあるいは関係性（relational issue）には文化的・個人的問題が混在する。Townsendの相対的剥奪の指標も根本に同じ問題を内在しているため、調査項目自体に不可避な文化的な要素を十分に検討せずにそのまま応用することはできない。

多くの研究が指摘するように、社会的排除の提示が排除された人々を社会的包摶という手続きを経て社会統合（社会秩序の回復）を目指すというアクション・プログラムであったとしても、そこには相対的剥奪と同じスタンスがある。これは理念的に細かい議論が必要である。重要なのは、動態的=Panel調査と異なり、アクション・プログラムを企図しない1回の社会調査を実施するときに、社会的排除と相対的剥奪に明確な差異をつける項目を作成するのは困難であり、事実上、両方とも同じことを測定するしかない、という意味である。このように考えれば、社会的排除を測定するために調査をおこなっても、相対的剥奪との明確な違いを見い出すことができないだけでなく、相対的剥奪調査でさえ実施できなかった日本において、社会的排除調査自体の実施可能性に期待できないことに留意する必要がある。パネル調査の実施は、社会的排除の調査項目を作るのではなく、貧困・相対的剥奪の項目について、個人を追跡的に調査することも意味するからである。

4. 社会的排除調査の実施に向けて

4.1 相対的剥奪調査のパネル化か、社会的排除調査^{1,2}か

イギリスの場合、ブレア政権が貧困=社会的排除という基本的な立場を提示したために、貧困は社会の一部の問題ではなく、全体にかかる問題として再定義された。貧困という状態 state としてみれば、半分以上の国民にとっては他人事として区分されるものの、社会的排除という過程 process として捉えれば、それはすべての人にとって共通にもちうる問題として位置づけることが可能になるからである。日本の場合はどうなのであろうか。

動態的なパネル調査のメリットとデメリットは顕在化している。すなわち、動態的な過程分析を可能にするパネル調査のメリットは、特定の家計・世帯を継続して追跡することで、相対的剥奪の process を社会的排除として明らかにすることができます。なぜなら、継続・維持・参入という各ディメンジョンの測定ができるのである（太田 2004）。しかし、パネル調査の追跡率の低下は著しく 10 年間経過すると 3 分の 1 が追跡不能になっていることを考えると、その利点を維持することは、財政的にも調査手続き上も、通常の標本調査以上の困難さをともなう。また、貧困研究の一分野であるホームレス研究などを標本調査に応用しようとしても、そもそも住所が特定していないために住民基本台帳あるいは選挙人名簿からは抜け落ちてしまう。すなわち、質的な調査として継続することのメリットは大きいかもしれないが、サンプリング調査としての代表性の維持は難しい。

社会調査は、基本的に公共性の高いものである。そこには、あるヴァーチャルな空間が想定されている。そこに参加する資格は、調査項目の設定によって規定されている。そもそも排除されている層の個人的な要因は、調査項目になりにくい。けれども、この個人的な要因こそが、排除にとって重要な意味をもっていることを考えるとジレンマが生じる。このジレンマを排除するために、イギリスの PSE あるいは EU 世帯パネル調査では事前調査によって、調査項目のリストを作成している。また日本では「福祉に関する国民意識調査」（阿部 2004）などがある。しかし、以前、日本の社会階層と社会移動（SSM）調査では、

1995 年にブルデュー理論に基づいた「文化資本」の測定のために、所有項目の確認をおこなった。しかし、日本においては所有に関する明確な階層差を提示するにはいたらなかつた。2.4 で指摘した点も含めて、調査票作成の困難さは重ねて留意されるべきだろう。

図 3 相対的剥奪調査のパネル化か、社会的排除調査か

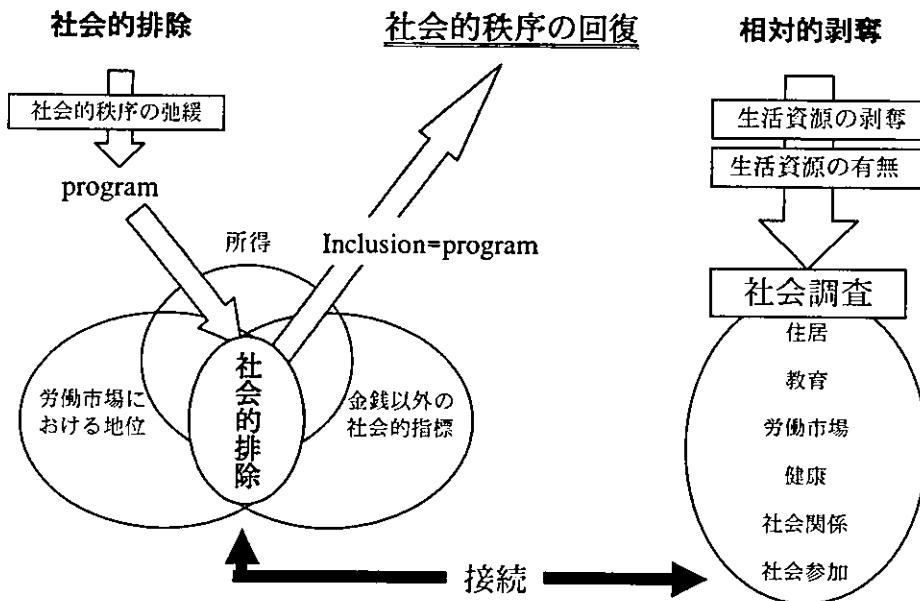


図 3 には、相対的剥奪と社会的排除の経緯が要約されている。われわれにとって、いまだ不明な点は、図の下部の相対的剥奪と社会的排除の接続部分である。2.4 の最後にふれたように、相対的剥奪調査をパネル化するのか、それとも社会的排除調査を新たに立ち上げるのか、このことについては、EU の中でもコンセンサスがない。阿部（2002）の示す EU パネルの調査項目リストと Hills（2004）の示すイギリスの調査（OfA（Opportunity of All）と NPI（New Policy Institute））の項目リストをみると、国際比較調査と国内調査には、この項目間の差異が大きく、今後さらなる検討が必要であることがわかる（付表 1 と 2）。はたして、日本はどの立場をとろうとするのか。

4.2 日本の社会的排除の方向性

以上のように、日本の社会的排除調査には、それ自体の調査設計をするのか、あるいは相対的剥奪調査のパネル化によって対処するのかという問題一すなわち、社会的包摶に向けたアクション・プログラムの一貫として調査するのか、あるいは単なる動態的調査を実施するかという問題一がある。こうした問題に加えて、これまで先行研究が豊かであった「生活保護基準」に基づいた独自の位置づけが考慮されるべきであろう。

表 3 は、日本の貧困研究の推移を杉村（1992）の表に基づいて統計調査に関する情報を付加したものである。日本の貧困研究は、「国民生活基礎調査」と「全国消費実態調査」に

基づいて、生活保護基準を利用して全国的な動向を把握するものと、地方自治体・地域を単位とした定量定性調査の二つに分かれており、この表には示されていないケース・スタディが加わる。なかでも、貧困研究を取り巻く環境は、指定統計の利用可能性が拡大したことにより変化し（一橋大学）、個票データへのアクセスはより容易になった。従来の貧困研究には、追い風となっている状況で、社会的排除という文脈で新たな位置づけを与えられることは、どのような意味をもつのかも考慮する必要があるだろう。

最近の研究では、社会的排除という文脈で貧困研究を再定義する傾向がある（岩田 2005、岩田他編 2003、樋口 2004、山森 2003）。理念的な導入について紹介する樋口（2004）・山森（2003）に対して、岩田（2005）は、「社会的排除という新しい用語で捉えられた貧困がすべてポスト工業化社会の新しい現象として説明されるかどうかは疑問である」（pp.7）としたうえで、「従来の貧困指標と、排除論の一体的な調査研究が重要である」とする。たとえば、「社会保障生計調査」（2001）「社会生活に関する調査」（2002）のように、生活保護適用層に限定するインテンシブな調査だけではなく、社会全体を対象とする社会的排除調査を企画する場合には、上述したように、その意義は十分であるものの、調査の実施あるいは技術的な問題に関してはそれほど楽観できず¹³、むしろ岩田の疑問の重要性が大きくなるのではないだろうか。表 3 によれば、サンプリング調査などから得られる貧困層の規模は、9%～21.8%程度になる。貧困層（生活保護層）だけでなく、社会的排除というあらゆるディメンジョンで観測可能な層を調査する通常のサンプリング調査（個別面接法）では、およそ 3000 人規模で 1.5 千万円以上あることを考えると、この 10 倍から 5 倍程度の金額によって 1 回の調査をする必要がある。さらに、パネル調査の実施に際して、すべての調査対象者を調査後も追跡し、次回調査の協力を得るために、調査対象者の動向を把握する事務組織の運営が不可欠となっているが、このための経費も積み上げられるのである。現状では、社会的排除調査を大規模サンプルで実施するためには、技術的な問題に加えて、クリアすべき困難な問題が横たわっていると考えられるものの、調査自体の意義は大きく、その準備のために必要な課題をもちよって検討する必要がある。

以上のように、社会的排除調査の実施には困難がつきまとう。基本的には予算・状況に応じて調査方法をセレクトする必要がある。そのための第一歩が、調査方針の確定とその方針に基づいた調査票の作成にあることは明らかである。

表3 1970年以降の「低所得・貧困層」の推計

実施年	1972	1974	1976	1983	1985	1992	1994-1993	1984-1994,99	1993-2002
研究主体	江口英一	高山武志	杉村 宏	金持伸子	杉村 宏	和田有美子・木村光彦	駒村康平	駒村康平	家計経済研究所
対象地	東京都中野区	札幌市	北海道	全国	全国	全国	全国	全国	全国
低所得・貧困層の定義	教育扶助および加算、勤労控除を積算し最大基準を1.0とし、所得測定基準60%が貧困測定基準となる。その60%が貧困測定基準とする。	教育扶助および加算の積算額を100として、貧困測定基準の1.15倍を低所得層に占める貧困基準率	教育扶助および加算の積算額を100とし、貧困測定基準の1.15倍を低所得層測定基準とする。	教育扶助および加算の積算額を100とし、教育扶助および加算の積算額を100とし、所得測定基準の1.4倍が低所得層測定基準とする。	教育扶助および加算の積算額を100とし、教育扶助および加算の積算額を100とし、所得測定基準の1.4倍が低所得層測定基準とする。	教育扶助および加算の積算額を100とし、教育扶助および加算の積算額を100とし、所得測定基準の1.4倍が低所得層測定基準とする。	教育扶助および加算の積算額を100とし、教育扶助および加算の積算額を100とし、所得測定基準の1.4倍が低所得層測定基準とする。	教育扶助および加算の積算額を100とし、教育扶助および加算の積算額を100とし、所得測定基準の1.4倍が低所得層測定基準とする。	教育扶助および加算の積算額を100とし、教育扶助および加算の積算額を100とし、所得測定基準の1.4倍が低所得層測定基準とする。
用いた資料・統計	住民税の課税対象となる年間所得額	個別聞き取り調査	住宅統計調査報告の世帯別階級別世帯分布表	国民生活基礎調査の世帯別階級別世帯分布表	厚生行政基礎調査報告書(～86)国民生活基礎調査の世帯別階級別世帯分布表	厚生行政基礎調査報告書(～86)国民生活基礎調査の世帯別階級別世帯分布表	全国消費実態調査	全国消費実態調査の再集計	家計経済研究所「消費生活に関する調査」
対象世帯・人	中野区民、117,329世帯 309,845人	北海道全世帯 1,131世帯、 4,135人	北海道全世帯 1,757,900世帯	全国の国勢調査 統計区から抽出した940地区の4万世帯	全国の国勢調査 統計区から抽出した940地区の4万世帯	全国の国勢調査 統計区から抽出した940地区の4万世帯	全国の国勢調査 統計区から抽出した940地区の4万世帯	全国の国勢調査 統計区から抽出した940地区の4万世帯	全国の国勢調査 統計区から抽出した940地区の4万世帯
低所得・貧困層に含まれる人口比率	低所得層33.7% (内貧困層 17.5%)	30.2% (9.1%)	21.8%	15.3%	17.6%	9.5(65)-9.9(77)- 18.8(78)-	10.4, 4.0, 9.44, 9.32(世帯率)	8.9～15% (1993-2002)	岩田正美・ 「デフレ不況下の『貧困世帯の『貧困層』』」 太田清美雄・太田清編「女性たちの平成不況」 日本経済新聞社、2004
出典	『現代の「低所得層」』 上、未来社、 1979年	「大都市における低所得層の調査」 北海道社会福祉協議会、1976年	「私たちの暮らしと社会保障の課題」 『障害者問題研究』62号、 1992年	「生活問題研究と分析の方 法」『生活問題研究』4号、1994年 1997	「わが国における低所得層・ 貧困問題」『社会保 障制度の計測』『社会保 障研究』『季刊・社会 保障研究』1998,pp.90-102 ～2003	「戦後日本の「低所得層の 貧困問題」」『社会保 障制度の計測』『社会保 障研究』『季刊・社会 保障研究』1998,pp.90-102 ～2003	「戦後日本の「低所得層の 貧困問題」」『社会保 障制度の計測』『社会保 障研究』『季刊・社会 保障研究』1998,pp.90-102 ～2003	「戦後日本の「低所得層の 貧困問題」」『社会保 障制度の計測』『社会保 障研究』『季刊・社会 保障研究』1998,pp.90-102 ～2003	「戦後日本の「低所得層の 貧困問題」」『社会保 障制度の計測』『社会保 障研究』『季刊・社会 保障研究』1998,pp.90-102 ～2003

杉村宏（1997）に基づき、その後の研究を付加

¹ 國際比較調査の場合、日本を基準とした調査項目にすれば、これは国内調査と同じになる。調査項目の内容はかなり緩い基準で多くの選択肢を調査することができるだろう。欧州との比較を念頭においた場合、国内用の調査項目は確認できない。

² どうせん、必要品項目の確定の為の事前調査は必要であろう。この場合、所有を確認するのか、使用を確認するのかも、日本の場合には特に必要と思われる。イギリスの PSE (Poverty and Social Exclusion Survey) 調査では、「社会的必需リスト」をこの事前調査で確認している。

³ Hills (2004,pp.54) は、社会的排除と所得貧困 (income poverty)との区別として 5つの側面を指摘する。それは多次元 (multiple dimensions)、動態 (dynamics)、相対 (relativity)、代理 (agency)、多層性 (multiple layers) である。

⁴ たとえば、Rowntree(1999)をみれば deprivation の別種とも考えられていた。

⁵ 貧困と剥奪については、よく知られているようにさまざまな議論が展開されてきた。

⁶もちろん、手続き上は共変動部分を考慮した回帰モデルに投入することになるが、項目作成時にできるだけ考慮することが望ましい。

⁷ 貧困は、誰が関心の中心におかれるべきかを示す基準である。そこには社会的な合意はあるものの、絶対的な基準となるものではなく、また測定される地域のおかれた状況・時代などが検討されなければならない。たとえば、Rowntree がヨーク調査において、導き出した貧困概念（現実の貧困=二次的貧困）は、第 1 回目の調査を踏まえて貧困線の算定基準を実態に合わせるために、「個人雑貨」を必要支出に加えたものであった。また、Beveridge は、栄養学的な積み上げだけを Minimum に想定していたのではなく、「余裕額」というわずか 2 シリングほどを必要支出に加えていた (一回 (1982, pp90-91))。

⁸ Sen の公準アプローチとその修正の場合には、貧困ラインを策定するエネルギー摂取基準の決定と成人換算尺度の「絶対性」を仮定しない場合に限られている。これらの仮定を緩めることは、人間の個性あるいは個々の特性に関する差異 (分散) を考慮しすぎることで、収束点が得られない状況を排除することができる測定基準であるエネルギー摂取と消費は、年齢と性別だけではなく、体格あるいは嗜好などによって個人差がある。この個人差をある程度 (たとえば、0-4 歳児は大人の 0.40, 5-14 歳を 0.50) に統一して算定する以外に方法はない。この「ある程度」には研究者の間で合意は得られていない。また、国際比較の場合には、地域、宗教あるいは生活習慣・因習などによって、個人の生活を強力に規定する場合がある。以上についての大まかな事例は、高山 (1981) あるいは山崎 (1998, pp.80-86) を参照のこと。

⁹ 当時のイギリスの公的扶助基準 (基準そのものを貧困とし、その 1.40 を Margins of Poverty とする) のこと。

¹⁰ 相対的剥奪指標のこと。

¹¹ 同様の測定に関する問題は、転職における弱い「紐帯」仮説において論争を生んでいる。Granovetter (1974) は、「友人のタイプ」「仕事への口添えの有無」「友人がどのように仕事の情報を得たか」「その友人ととの連絡の頻度」を組み合わせて、頻繁に連絡をとりあう「強い紐帯」をもつ友人よりも、そうではない「弱い紐帯」をもつ友人が転職に有効な機能をはたすことを発見した。しかし、欧米においても、日本においても一貫してその仮説（「弱い紐帯」）が実証されてはいない。

¹² パネル調査は、調査時点から将来に渡って調査をおこなう。過去に遡る回顧データの有効性は、たとえば、社会移動と社会階層 (SSM) あるいは日本労働研究機構の職業経歴調査などで、職業経歴の回顧データを用いた分析によって、ある程度認められている。たしかに、どのような設計をおこなうかは現段階では難しいが、可能性としては現実的である (岩田 (2005 月 3 月 5 日))。

¹³ 中川 (2004, pp.361) は、「少人数世帯が多くしかも世帯類型間のバラツキが大きい低所得世帯を対象と」することから、生じる指標作成上の困難を吐露している。

参考文献

- 阿部 彩 (2002) 「貧困から社会的排除へ: 指標の開発と現状」『海外社会保障研究』No.141, pp.67-80
- 阿部 彩 (2004) 「『最低限の生活水準』に関する社会的評価」『季刊社会保障研究』vol.39, No.4, pp.403-414
- 玄田有史・曲沼美穂 (2004) 『ニート フリーターでもなく失業者でもなく』幻冬舎
- 樋口明彦 (2004) 「現代社会における社会的排除のメカニズム」『社会学評論』55, pp.2-18

-
- 平岡公一（2001）「相対的剥奪指標の開発と適用」平岡公一編『高齢期と社会的不平等』東京大学出版会、pp-153173
- 一圓光彌（1982）『イギリス社会保障論』光生館
- 岩田正美（）「現代の生活と貧困」
- 岩田正美（2003）「貧困問題とは何か」岩田正美・岡部卓・清水浩一編『貧困問題とソーシャルワーク』有斐閣、pp.13-34
- 岩田正美（2005a）「貧困・社会的排除と福祉社会」岩田正美編『貧困と社会的排除』ミネルヴァ書房、pp1-12
- 岩田正美（2005b）「政策と貧困－戦後日本における福祉カテゴリーとしての貧困とその意味－」岩田正美編『貧困と社会的排除』ミネルヴァ書房、pp.15-41
- 岩田正美（2005c）「『非保護層』としての貧困－『非保護層』は貧困一般を代表するか？－」岩田正美編『貧困と社会的排除』ミネルヴァ書房、pp.171-194
- 岩田正美（2005d）「コメント」『日本の社会保障制度における社会的包摂（ソーシャル・インクルージョン）効果の調査研究報告書』（近刊）
- 岩田正美・濱本知寿香（2004）「デフレ不況下の『貧困の経験』樋口美雄・太田清編『女性たちの平成不況』日本経済新聞社、pp.203-233
- 家計経済研究所編（2003）『家計・仕事・暮らしと女性の現在－消費生活に関するパネル調査（第10年度）』
- 家計経済研究所編（2004）『共存する家計－消費生活に関するパネル調査（第11年度）』
- 金持伸子（1994）「生活問題研究と分析の方法－名古屋南部での調査を素材として」『生活問題研究』第4号、pp.11-48
- 小沼 正（1981）「貧困測定における新しい方法」『季刊社会保障研究』 pp.42-52
- 小沼 正（1983）「貧困と公的扶助の動向」社会保障研究所『社会保障の基本問題』東京大学出版会、pp.153-182
- 中川 清（2004）「貧困の生活変化と社会生活の困難さ－『社会生活に関する調査』の意義－」『季刊社会保障研究』 vol.39, No.4, pp.354-370
- 小沢修司（2002）「労働の変容と社会保障」『福祉社会と社会保障改革』高皆出版、pp.135-166
- 太田 清（2004）「パネル調査で概観したこの10年」樋口美雄・太田清編『女性たちの平成不況』 pp.29-56
- 柴田謙治（1997）「イギリスにおける貧困問題の動向」『海外社会保障情報』 pp.4-17
- 白波瀬佐和子（2005）『少子高齢社会のみえない格差－ジェンダー・世代・階層のゆくえ』東京大学出版会
- 高山憲之「貧困計測の現段階」『経済研究』 Vol.32, No.4, pp.311-331
- 和田有美子・木村光彦（1998）「戦後日本の貧困－低消費世帯の計測」『季刊・社会保障研究』 pp.90-102